



114  
A 3282



有延之者より成也  
神奈川縣  
有延之者  
英國領補分家成之通  
中身之旨有甚者之急

大正十一年四月  
大隈侯爵邸寄贈

1024





會斗友

武友  
以中

以手就啓之仕の能く此の旨り本  
貨幣輸出の事一政府より此の旨  
に於て官控の旨に於て輸出の旨  
に於て向限を貫て此の旨に於て



多本場貯りたる金を金庫に  
置年。是より金庫に貯るべき  
月考ふに利足多控者方なる  
是政府より新債出年の上洋銀  
少買上ありて通海可なり古き一  
紙を紙幣に改めしむるに七千

七万七千餘り銀目方ヲ担り向  
極く新紙幣に改めしむるに

西暦一千九百零九年  
一月廿六日  
オリエンタルバンク



日本海入根并輪出藻之多少を  
算するに横原の先月中あり  
之を御船の帆より既知あり  
者大凡二万石藻あり及ひし  
輪より藻は極大之限に在るに  
紙浪を合むるに等しきなり



日本國人之對海關の限を控へ  
其代を及ぶるに同く其比弊  
を除くことせば是れ日本國之限貨  
也と云ふ事也

彼令は客限を担價洋銀廿千  
四百元と割合より賣買の約を

取らるる者有り海關を控へる元  
金は三十万四千圓と別金と云ふ  
之を擔ふもの由人其限を控へ  
八千五百十圓と價を定むるに今  
買ふ所の限を担う物と云ふ大元  
七千五百七十圓と限有り然るに



きつは口本八千五百十鎰を以て  
僅七千六百五十鎰を賣て同  
即ち多國人との条約去る在り  
文阿の限海を税目方るに千四  
ゲリンランの紙限を分るに千四  
ふすの混物を賣るに千三百

八千五百十鎰を以て千七百七十鎰と  
のりたる大物七百七十鎰あり  
其の港への制限を輸出を製  
造する限ありては紙限を以て  
換算中ありしに  
少國人海ありしに千四百七十鎰



何多新明之者之之之之先不君  
之何之也之之之之之之之之  
之何之也之之之之之之之之  
其目方之之之之之之之之之  
之何之也之之之之之之之之  
之何之也之之之之之之之之

二分金斗之之之之之之之之  
之何之也之之之之之之之之  
之何之也之之之之之之之之  
之何之也之之之之之之之之  
之何之也之之之之之之之之  
之何之也之之之之之之之之  
之何之也之之之之之之之之



田舎の通商は洋紙の  
元金の方十の降替之處は多降  
るに以て一重に引さ下り申す然  
り不仕居る貨幣を悪しき者  
より價安くおぬ申すは是れ  
人々の心をもよほし  
る病ありし

通貨をいふは  
右手続に貨幣を  
利差をいふは  
此の如くは  
二三漢の貨幣を  
いふは



考之能あるがごとく一物に何をも考得し  
浪を買ふも寸一と徳川隊七千六  
百七十圓を買ふは多分金多し  
之を備へて之を儲けに將ては  
新明の管幣一連通申すべくありし  
勿得と云ふも之を以て利益を失ふ可  
しとの言ふは其の真價を失ふもめりたし金  
貨に之を平に物とすべしとの言ふの如し

貴國之破弊を招く事の害甚し  
去も金座の破れに利益を得る高  
困窮に之を救ふに之を救ふに  
後今日商人三百十一人  
と海銀を系元致したるも同様に  
得るに之を一善き候幣外に元来り  
て明年に之を大板とすべしとの言ふ



三百十一種を以て海銀を五元とせ  
お高の争僅に五千元も回収せぬ  
此の如き遠く日本に銀の輸出は依  
多分外人の手に入らず其の如し

